

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

[参議院選挙制度改革（選挙執行等関係）]

公職選挙法の一部を改正する法律（参議院選挙制度改革法）の施行に伴い、合区された選挙区における選挙（以下「参議院合同選挙区選挙」という。）に関し、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数、選挙の一部無効による再選挙に関する選挙運動の特例等を定めるとともに、その執行に係る規定の整備を行う。

1. 参議院合同選挙区選挙の執行に係る規定

参議院合同選挙区選挙に関して、選挙人の数の報告や立候補届出に関する通知の流れ、費用の流れ等、参議院合同選挙区選挙の執行に係る規定を整備する。

2. 後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数

参議院合同選挙区選挙の候補者等及びその後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類の総数を以下のとおり規定する。

	合同選挙区	一般の選挙区
公職の候補者等	24（合区前の2県の合計）	衆・小選挙区数が2の県は12 （小選挙区数が2増すごとに2増）
後援団体	36（合区前の2県の合計）	衆・小選挙区数が2の県は18 （小選挙区数が2増すごとに3増）

3. 参議院合同選挙区選挙における選挙運動の特例

- 改正法により定められた参議院合同選挙区選挙における選挙運動量の特例に合わせ、選挙運動費用の公費負担の上限について、参議院合同選挙区選挙における特例を設ける。
- 参議院合同選挙区選挙の一部無効による再選挙が一の都道府県の区域で行われる場合の選挙運動量の特例を設ける。

4. その他所要の規定の整備

[スケジュール]

閣議決定日：平成27年10月27日（火）

公布日：平成27年10月30日（金）

施行日：平成27年11月5日（木）（改正法の施行日）

※ 公職選挙法施行令中、参議院合同選挙区選挙管理委員会の組織に関する規定については改正済み（平成27年9月5日施行）